

成年後見制度から見た 高齢者虐待防止と権利擁護

2019/10/21

宮崎中央法律事務所

弁護士 谷口純一

高齢者虐待防止法第1条

●高齢者の権利利益の擁護に資することを目的

★高齢者に対する虐待が深刻な状況

★高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要

⇒高齢者虐待の防止・養護者に対する支援等に関する施策を促進

高齢者虐待の類型

高齢者虐待防止法第2条

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 介護放棄
- 性的虐待
- 経済的虐待

その他権利擁護について

- 消費者被害（詐欺，訪問販売等）
- セルフネグレクト

経済的虐待について

(1) 経済的虐待の現状

養護者による虐待件数

	虐待認定件数	経済的虐待件数
平成18年	12569	3401
平成19年	13273	3426
平成20年	14889	3828
平成21年	15615	4072
平成22年	16668	4245
平成23年	16599	4147
平成24年	15202	3672
平成25年	15731	3486
平成26年	15739	3375
平成27年	15976	3285
平成28年	16384	3041
平成29年	17078	3202

養介護施設従事者等による虐待件数

	虐待認定件数	経済的虐待件数
平成18年	54	3
平成19年	62	5
平成20年	70	3
平成21年	76	1
平成22年	96	6
平成23年	151	4
平成24年	155	15
平成25年	221	31
平成26年	300	39
平成27年	408	93
平成28年	452	79
平成29年	510	68

(2) 高齢者に生じる困難

- 食事等を制限しないといけない
- 自分の楽しみのためにお金を使えない
- 病院にも行けない
- 介護を受けられない

(3) 被害の拡大

- 経済的虐待

- ⇒ ネグレクト（食事を与えない、介護を受けさせない）
- ⇒ 心理的虐待（「生きてる意味ない！」）
- ⇒ 身体的虐待（激高して暴行、物を投げつける）

- 関係施設・医療機関、家賃、公共料金等の未払い

(4) 虐待発見のポイント

成年後見制度による対応

(1) 成年後見とは

正常な判断能力があることが取引条件

民法：正常な判断能力のある人を基準に**契約のルール**

⇒ 正常な判断能力がない人の法律行為「**無効**」

c f . 5歳児（「僕の貯金あげる」）

正常な判断能力がある？ない？

：後で証明・判断することは難しい

：基準がないと恐くて取引ができない

⇒ 正常な**判断能力の程度**について**類型化**

成年後見制度の類型

- 後見：代理権＋取消権
- 保佐：裁判所指定の代理権　＋　重要な行為の取消権
- 補助：裁判所指定の代理権　＋　裁判所指定の取消権
- 任意後見：高齢者の指定する代理権

高齢者虐待対応の武器の一つ ～ 高齢者虐待防止法 28条 ～

- 国及び地方公共団体は、**成年後見制度が広く利用**されるように**しなければならない**。
 - ・ **高齢者虐待の防止**
 - ・ **高齢者虐待を受けた高齢者の保護**
 - ・ **不当取引による高齢者の被害の防止・救済**

なぜ有効な武器となるのか？

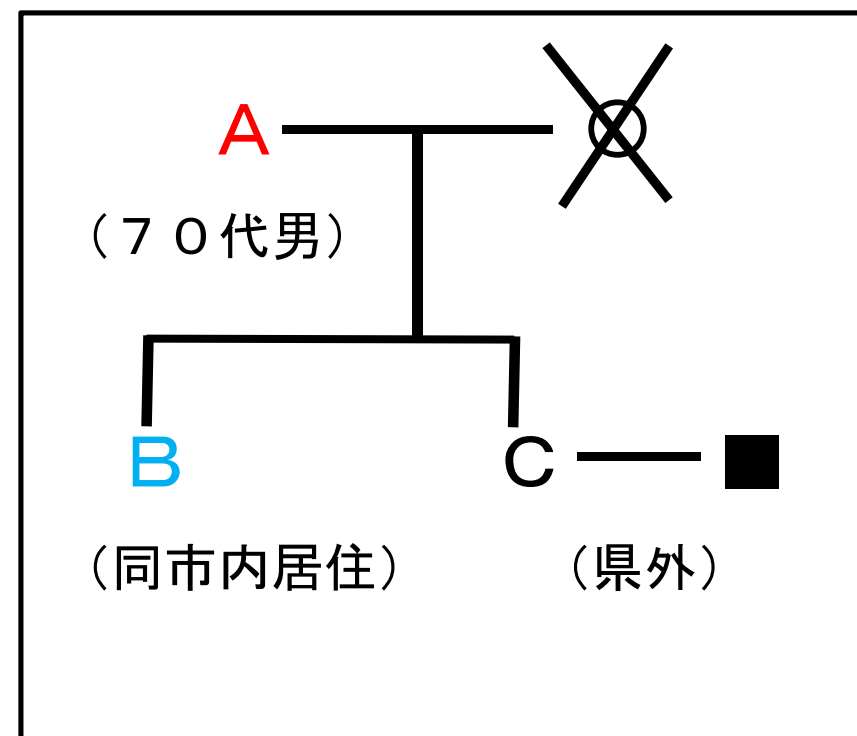
- 取消権： 契約を有効にしない、お金に変えさせない
- 財産管理： 虐待者に管理させず高齢者の為に利用
- チェック機能： 本人のために使われているか確認
- 窓口機能： 直接連絡をさせない
- 利用できていなかった制度の活用
ex. 債務整理（破産），高額介護サービス費支給

(2) どのように権利擁護が図れるか ～ いくつかの事例から ～

※事案は研修のために実際の事案を参考に加工したものです。
事例中に登場するのは実在の人物・団体・虐待事案等ではありません。

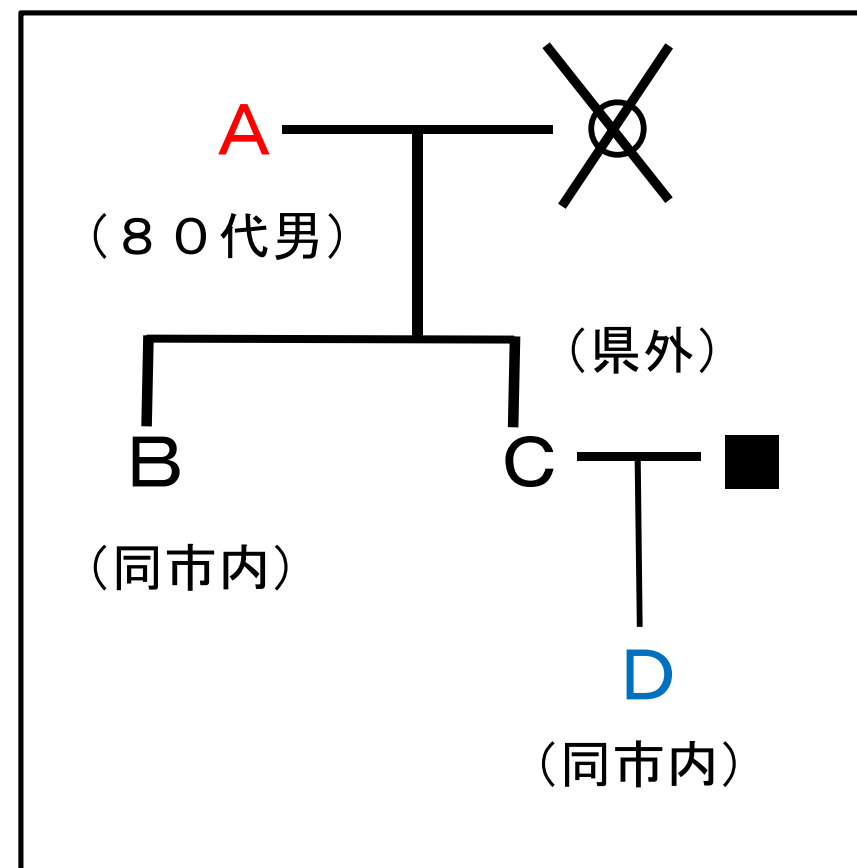
事例 1

- ・ Aさんは、妻が死亡してから、単身生活。
- ・ 1年前から脳梗塞のために入院となり、以後、長女Bが年金振込通帳を管理。
- ・ 長女Bは、医療費等の支払いを怠るようになり、医療費の滞納が生じている。
- ・ 病院の医療ソーシャルワーカーより通報
- ・ Aさんの年金はBの借金返済や生活費に使い込まれており、入院費は10カ月分の滞納。



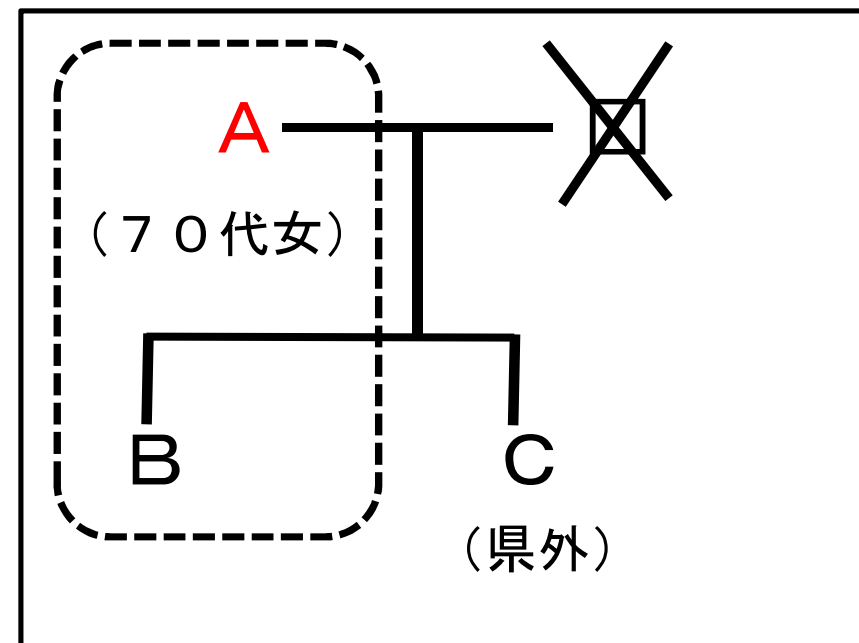
事例 2

- ・ Aさんは、妻の死亡後、自宅で単身生活。
- ・ 身体機能は自立しているものの、物忘れ等が増え、訪問介護や、通所介護を利用しながら、在宅生活を維持してきた。
- ・ Dは、Aの自宅を訪問しては、金銭をせびり、預金から金銭を引き出させていた。
(Aに詳細な記憶と理解はない)
- ・ 1年で預金1000万円⇒300万円に
- ・ 不動産業者がAさん宅を見学に来ている。

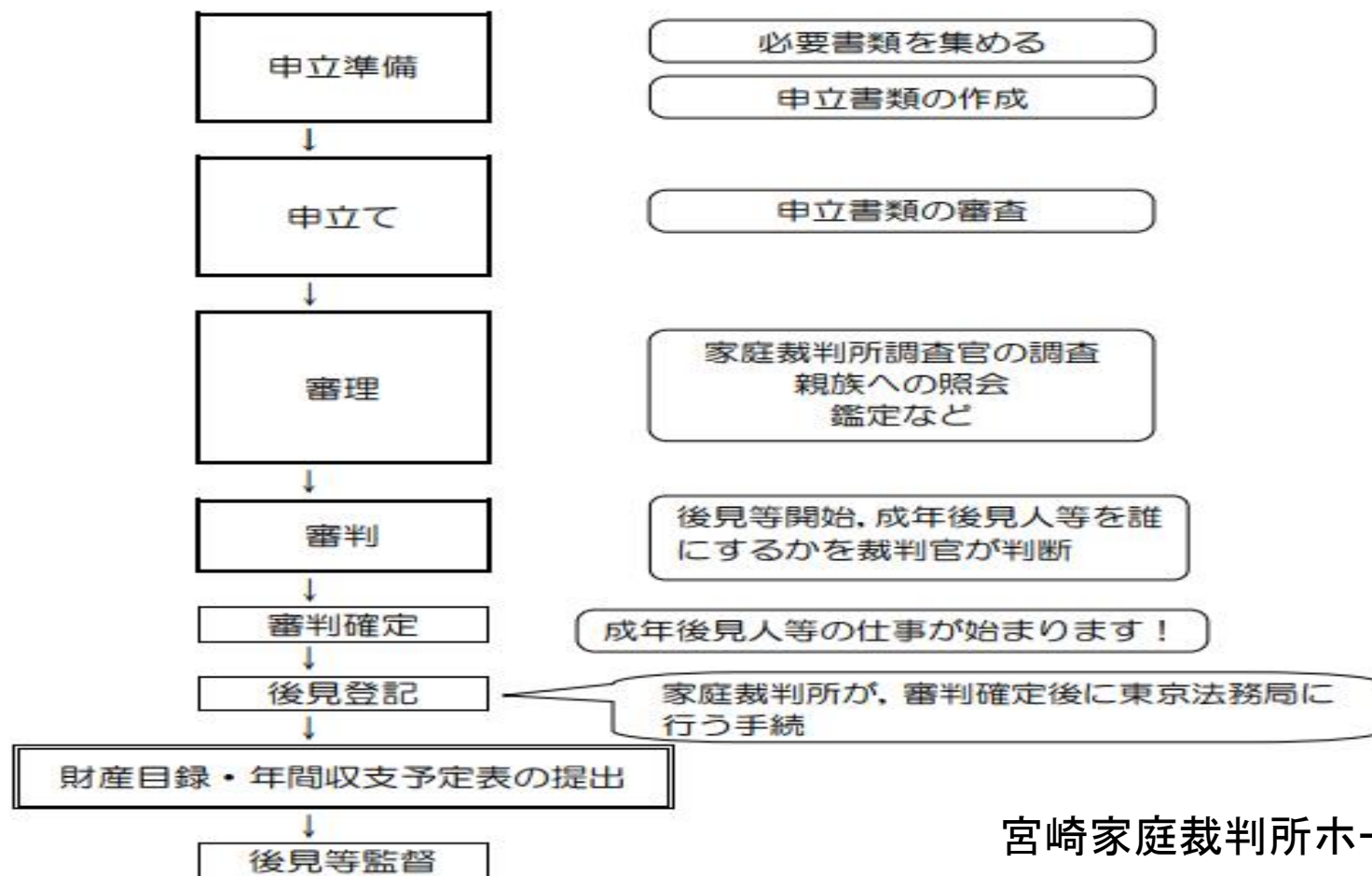


事例 3

- ・ Aさんは、夫の死後、自宅で長男Bと生活。
- ・ 認知症のため身体機能・認知機能共に低下。通所介護を利用してきた。
- ・ 3年程前から、同居のBが、年金が振り込まれる通帳を管理。
- ・ 3カ月前から、通所介護の利用を停止。
- ・ 水道・光熱費や税金の滞納も生じている。
- ・ Bは仕事をせずに、Aの年金を自分の生活やパチンコの費用に使用。



後見等の申立て（一般的な流れ）



宮崎家庭裁判所ホームページより

成年後見の申立て

- 申立の方法
- 申立書類の書き方
- 必要な添付書類

参 照

宮崎家庭裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/miyazaki/saiban/kasaitetuzuki/seinenkouken/index.html>

成年後見の申立てについて

- 誰が申立てを行うか
- 代理権・取消権の範囲
- 費用：弁護士・司法書士費用 申立費用 鑑定費用等
- 候補者：親族？ 専門職？ 社会福祉法人？

成年後見の利用に関するネットワーク

